

豊前市地域防災計画

原子力災害対策編

豊前市防災会議

(平成 30 年度修正)

目 次

頁

第1章 総 則	1
第1節 原子力災害対策編の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の周知徹底	4
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	4
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	4
第6節 計画の基礎とすべき被害の想定	12
第7節 県及び糸島市の原子力施設の状態に応じた防護措置等の実施	15
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	16
第2章 災害予防計画	21
第1節 即応体制の整備	23
第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	23
第2 災害対策本部体制等の整備	23
第3 防災関係機関相互の連携体制	23
第4 消防の相互応援体制	24
第5 広域的な応援協力体制	24
第6 緊急時モニタリング体制の整備	24
第7 複合災害に備えた体制の整備	24
第2節 情報の収集・伝達体制等の整備	25
第1 情報の収集・伝達体制の整備	25
第2 通信手段・経路の多様化	25
第3 情報の分析整理	26
第3節 避難収容体制の整備	27
第1 原子力災害に対応する計画の作成	27
第2 避難所等の整備	27
第3 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備	27
第4 学校等における避難計画の整備	28

目 次

	頁
第5 避難所・避難方法等の周知	28
第6 避難受け入れ活動体制の整備	28
第4節 緊急輸送体制の整備	29
第1 専門家等の移送体制の整備	29
第2 道路管理の充実	29
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	30
第1 情報項目の整理	30
第2 情報提供体制の整備	30
第3 住民相談窓口の設置等	30
第4 多様なメディアの活用体制の整備	30
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	31
第7節 防災業務関係者への研修	31
第8節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発	32
第3章 災害応急対策計画	33
第1節 応急活動体制の確立	35
第1 職員の動員配備	35
第2 災害警戒本部の設置	37
第3 災害対策本部の設置	38
第2節 情報の収集・連絡	42
第3節 緊急時モニタリング活動	45
第1 緊急時モニタリングへの協力	45
第2 モニタリング情報の収集	45
第4節 住民等への的確な情報提供活動	47
第1 住民等への情報提供活動	47
第2 多様な情報提供手段の活用	48
第3 誤情報の拡散への対応	48
第4 住民等からの問い合わせに対する対応	48

目 次

頁

第5節	対象地域を超える地域における避難	50
第1	広域避難者の受け入れ	50
第2	対象地域を超える地域における避難	50
第6節	原子力災害医療活動	52
第7節	飲料水、飲食物の摂取制限等	53
第1	飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限	53
第2	飲料水、飲食物の汚染状況調査	53
第3	農林水産物等の摂取及び出荷制限	54
第4	飲料水、飲食物の供給	55
第5	飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除	55
第8節	文教対策の実施	56
第1	生徒等の安全確保措置	56
第2	学校施設の被害状況の把握、応急復旧	56
第3	応急教育の実施	56
第4章	災害復旧計画	57
第1節	放射性物質による汚染の除去	59
第2節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	59
第3節	各種制限措置の解除	59
第4節	損害賠償の請求等に必要な資料の整備	59
第5節	心身の健康相談体制の整備	60
第6節	風評被害等の影響の軽減	60
第7節	モニタリングの実施	60

目 次

頁

第 1 章 総 則

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第 1 節 | 原子力災害対策編の目的 |
| 第 2 節 | 計画の性格 |
| 第 3 節 | 計画の周知徹底 |
| 第 4 節 | 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 |
| 第 5 節 | 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲 |
| 第 6 節 | 計画の基礎とすべき被害の想定 |
| 第 7 節 | 県及び糸島市の原子力施設の状態に応じた防護措置等の実施 |
| 第 8 節 | 防災関係機関の事務又は業務の大綱 |

第1節 原子力災害対策編の目的

第1 計画の目的

県内には原子力施設は存在しないが、豊前市においては最も近距離に位置する佐賀県玄海原子力発電所で、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の主旨に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県等の防災関係機関がとるべき措置を定め、原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

原子力災害は、放射性物質及び放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないため、地震災害などと異なり、住民等が自らの状況を正確に把握し、判断・行動することは極めて困難である。また、原子力災害発生時に、住民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

この計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する適切な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定めるものとする。

第2節 計画の性格

第1 豊前市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、豊前市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画」及び「福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて策定したものである。

豊前市が県をはじめとした関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について現時点で実施可能な措置を定め、総合的かつ計画的な業務を遂行することによって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2 豊前市における他の災害対策との整合性

この計画は、「豊前市地域防災計画（原子力災害編）」として定めるものであり、本編に定めるもの以外で必要な事節は、他編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。

また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しては、本編に準じて措置するものとする。

第3 計画の修正

この計画は、「基本法」第40条の規定に基づき、検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

「地域防災計画（原子力災害編）」の策定又は修正に際しては、「原災法」第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

第1 原子力発電所の概要

■ 玄海原子力発電所

ユニット		1号機	2号機	3号機	4号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約87万平方メートル			
電気出力		55万9千kW	55万9千kW	118万kW	118万kW
運転開始		昭50.10	昭56.3	平6.3	平9.7
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
	熱出力	165万kW	165万kW	342万3千kW	342万3千kW
燃料	種別	低濃縮（約4～5%） 二酸化ウラン		低濃縮（約4%）二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物	低濃縮（約4～5%） 二酸化ウラン
	装荷量	約48トン	約48トン	約89トン	約89トン
電調審承認日		昭45.2.59 (52回)	昭49.7.4 (65回)	昭57.9.21(89回)	
設置許可日		昭45.12.10	昭51.1.23	昭59.10.12	
基礎掘削開始日		昭46.3.12	昭51.6.12	昭60.8.20	
営業運転開始日		昭50.10.15	昭56.3.30	平6.3.18	平9.7.25
運転終了日		平27.4.27	-		

■ 伊方原子力発電所

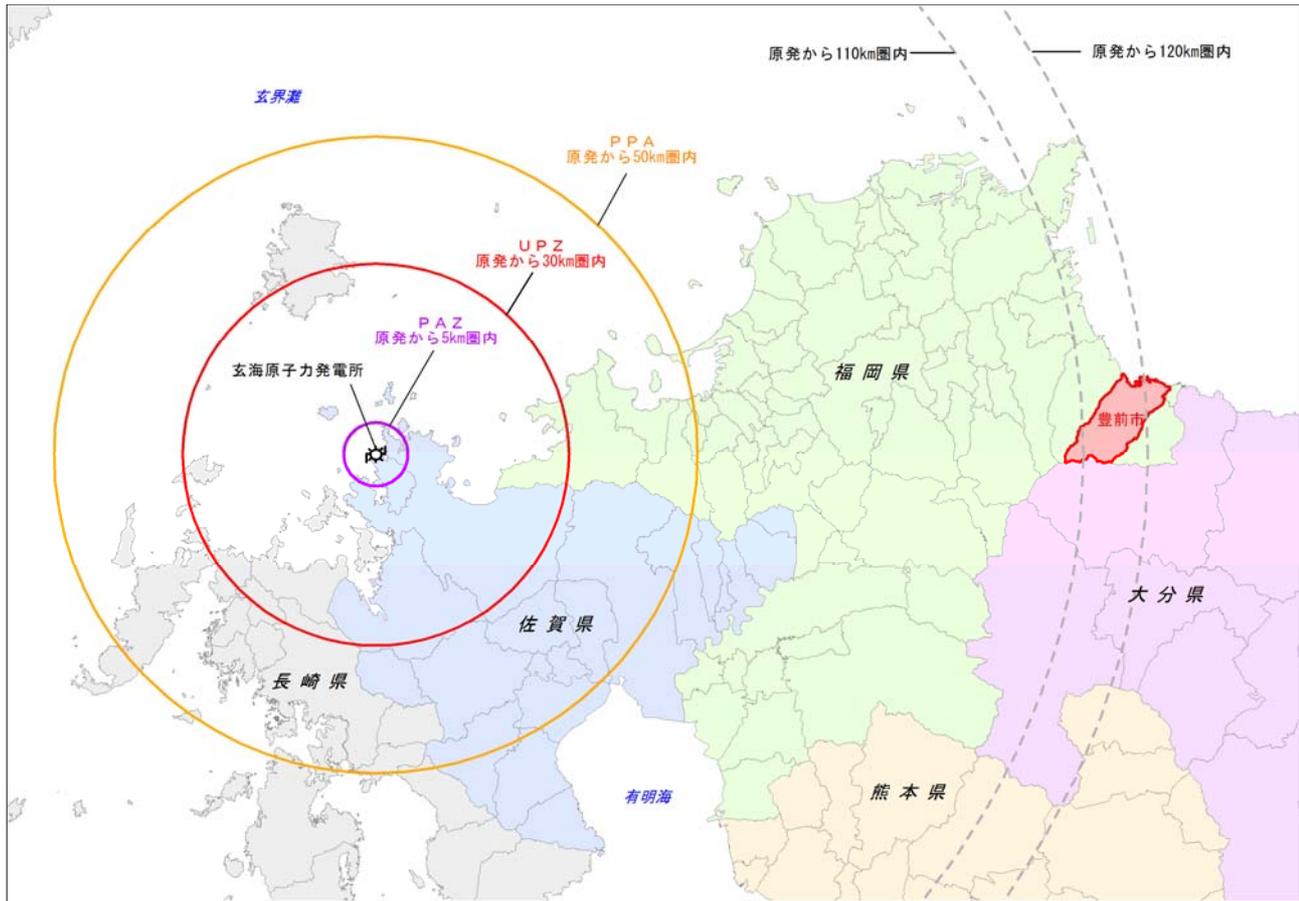
ユニット		1号機	2号機	3号機
所在地		愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3		
敷地面積		約86万平方メートル		
電気出力		56万6千kW	56万6千kW	89万kW
運転開始		昭52.9	昭57.3	平6.12
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）（2ループ）		加圧水型軽水炉（PWR） （3ループ）
	熱出力			
燃料	種別	低濃縮二酸化ウラン		低濃縮二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物
	装荷量	約49トン	約49トン	約74トン
電調審承認日				
設置許可日		昭47.11.29	昭52.3.30	昭61.5.26
基礎掘削開始日		昭48.6.15	昭53.2.21	昭61.11.1
営業運転開始日		昭52.9.30	昭57.3.19	平6.12.15
運転終了日		平28.5.10	平30.5.23	

第2 玄海原子力発電所及び伊方原子力発電所と豊前市の位置関係

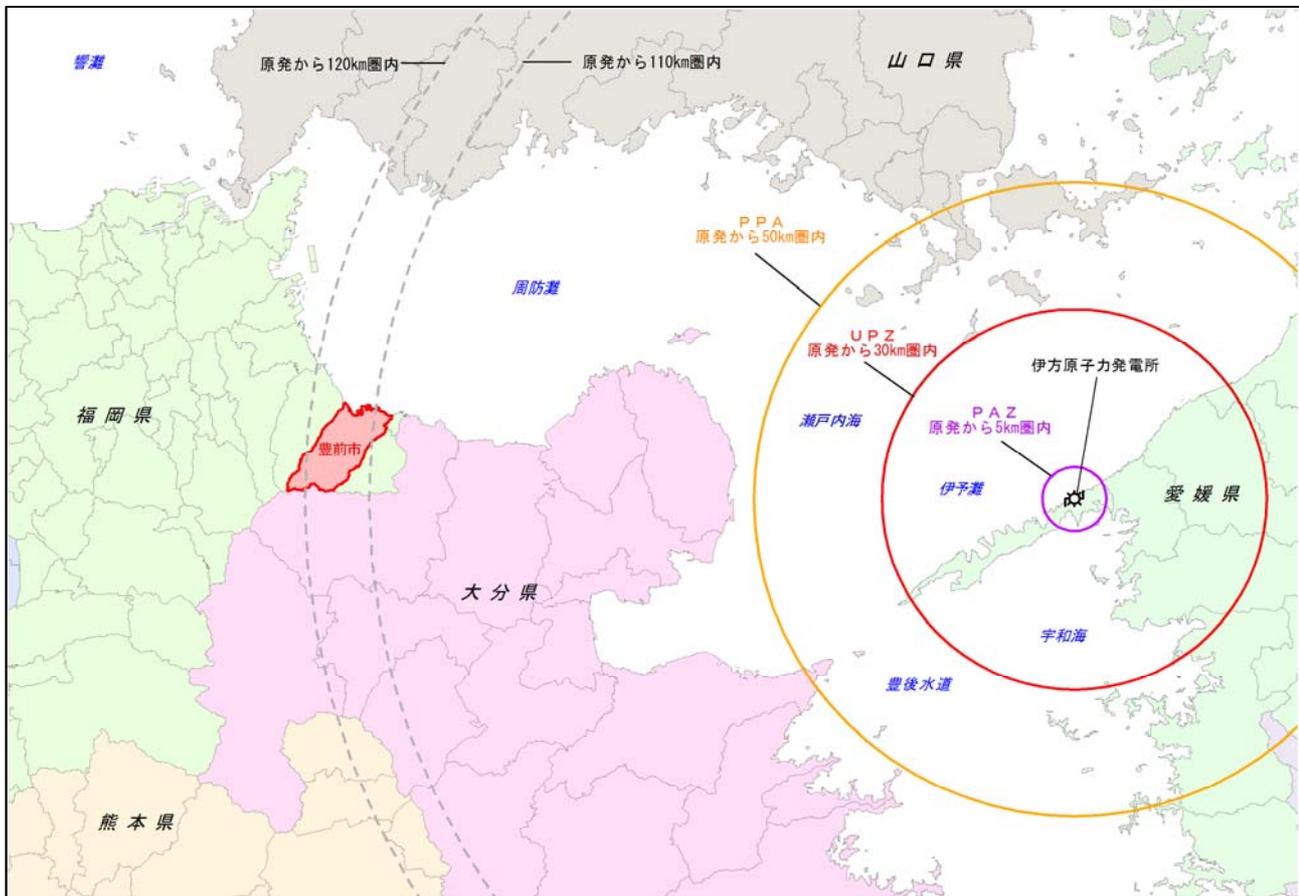
防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、指針における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」を踏まえて定められ、福岡県において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内（以下「対象地域」という。）の糸島市のみとしている。

豊前市は、玄海原子力発電所から東に、伊方原子力発電所から西におよそ110kmから120km圏内に位置し、対象地域の範囲外に所在するが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、豊前市においても、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）による被ばくの影響を避けるため、地域放射線量の実測値等を踏まえ、防護措置の検討が必要である。

■ 玄海原子力発電所と豊前市の位置関係



■ 伊方原子力発電所と豊前市の位置関係



第3 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域及び地域である。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「EAL」という。表1を参照。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「IAEA」という。）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

2 緊急時防護措置を準備する区域

（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル（「Operational Intervention Level」以下「OIL」という。表2を参照。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていることを踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

※ 福岡県内における対象地域は、糸島市が該当している。

■表1 緊急事態区分と緊急時活動レベル EAL : Emergency Action Level

[警戒事態]

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

[施設敷地緊急事態]

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAL内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。</p>

[全面緊急事態]

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

■ 表2 O I Lと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 c p m ^{※3} (皮膚から数c mでの検出器の計数率) β 線：13,000 c p m ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数c mでの検出器の計数率)			避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ S v / h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 B q / k g	2,000 B q / k g ^{※8}	
			放射性セシウム	200 B q / k g	500 B q / k g	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 B q / k g	10 B q / k g	
		ウラン	20 B q / k g	100 B q / k g		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq / cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq / cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第6節 計画の基礎とすべき被害の想定

第1 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

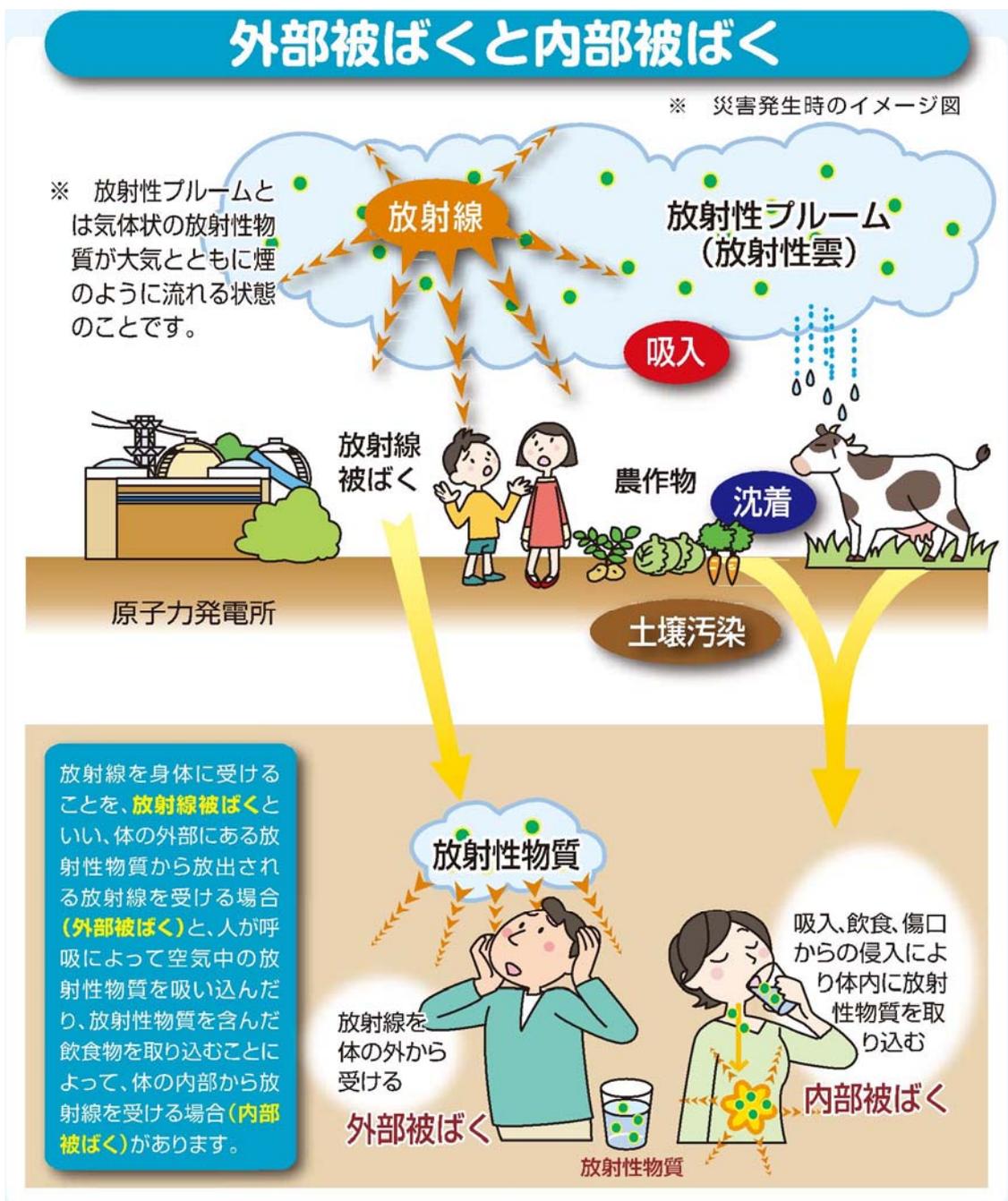
したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 被ばく経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

- (1) 外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。
- (2) 内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

■ 外部被ばくと内部被ばく



(出典：福岡県「原子力防災の手引」)

第3 被災関係自治体住民の豊前市への避難

玄海原子力発電所周辺の自治体（以下「関係自治体」という。）が、それぞれの区域を越える避難が必要となる場合は、豊前市においても当該関係自治体及び県との調整を踏まえつつ、市の避難所を提供し、避難者を受け入れる必要性が生じる。この計画では、関係自治体の避難者受け入れのための体制整備、業務等についても定めるものとする。

なお、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」（平成28年3月）では、糸島市からの避難者を受け入れる市町及び受入れ者数は、以下のとおりである。

■ 受入れ市町における糸島市からの避難者受入れ者数

市町名	受入れ者数	市町名	受入れ者数
福岡市	9,500人	那珂川町	300人
筑紫野市	700人	宇美町	300人
春日市	700人	篠栗町	200人
大野城市	600人	志免町	300人
宗像市	600人	須恵町	200人
太宰府市	500人	新宮町	200人
古賀市	400人	久山町	100人
福津市	400人	粕屋町	300人
合計		15,300人	

第7節 県及び糸島市の原子力施設の状況に応じた防護措置等の実施

県及び糸島市は、玄海原子力発電所で異常事態が発生した場合は、「指針」等に基づく以下の事態区分に応じて、対象地域における防護措置等を準備し、実施する。

なお、事故の規模や原子力施設の状況に応じ、対象地域外においても、国の指示に基づき段階的に防護措置を実施することがある。

■ 原子力施設の状況に応じた防護措置等

事態区分	区分の概要	具体的事例	防護措置等の例
情報収集 事態	佐賀県玄海町で震度5弱以上の地震が発生した場合		(情報収集態勢)
緊急事態区分	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合 他 	(警戒態勢)
	施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他 	・屋内退避の準備
	全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合 他 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実施 安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 避難、一時移転、避難退域時検査の準備(避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等)

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「福岡県地域防災計画（原子力災害編）」第1章 総則に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」に準じ、次のとおりとする。

第1 市

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
豊 前 市	(1)原子力防災に関する知識の普及と啓発 (2)教育及び訓練の実施 (3)災害状況の把握及び情報提供 (4)緊急時モニタリングへの協力 (5)糸島市の住民等の避難受入に係る協力 (6)住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 (7)住民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 (8)原子力災害医療への協力 (9)放射性物質による汚染の除去 (10)放射性物質の付着した廃棄物の処理 (11)各種制限措置の解除 (12)損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (13)情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (14)文教対策 (15)災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第2 消防機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
糸島市消防本部	(1)教育及び訓練の実施 (2)住民等の退避、避難誘導、輸送支援及び救助並びに立入制限 (3)一般傷病者の救急看護 (4)原子力災害医療への協力 (5)避難等の誘導に係る資料の整備 (6)対象地域の消防対策 (7)消防団に関すること ※京築広域圏消防本部については応援要請があった場合は災害応急対策に出動。

第3 県及び県警察本部

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
福 岡 県	(1)原子力防災体制の整備 (2)通信施設及び通信連絡体制の整備 (3)モニタリング施設及び体制の整備 (4)環境条件の把握 (5)原子力防災に関する知識の普及と啓発

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(6)教育及び訓練の実施 (7)事故発生時における国、市町村等との連絡調整 (8)応急対策活動に要する資機材等の整備 (9)災害状況の把握及び情報提供 (10)緊急時モニタリングの実施 (11)市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 (12)緊急医療本部の設置・運営 (13)原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等） (14)市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 (15)市町村長に対する住民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 (16)放射性物質による汚染の除去 (17)放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18)市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 (19)情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (20)文教対策 (21)相談窓口の設置 (22)県管理の道路の管理 (23)災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (24)その他災害対策に必要な措置
福岡県警察	(1)住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (2)立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等 (3)緊急輸送のための交通の確保 (4)犯罪の予防等社会秩序の維持 (5)その他災害警備に必要な措置

第4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1)警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 (2)広域的な交通規制の指導調整 (3)災害に関する情報収集及び連絡調整
福岡財務支局	(1)災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	(1)災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
九州農政局 (福岡支局)	(1)災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること (2)災害時における応急用食糧の確保等に関すること (3)農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 (4)被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導 (5)災害時の政府所有米穀の供給の支援

第1章 総 則

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(1) 国有林野・国有林産物の状況の把握 (2) 林木(原木)の供給促進等、災害時の木材需要への対応
九州経済産業局	(1) 被災商工業者への支援に関すること (2) 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
九州産業保安 監督部	(1) 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 (2) 鉱山における保安確保
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(1) 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 (2) 災害時における船舶の斡旋、確保 (3) 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等 (4) 運送の安全確保に関する指導
大阪航空局(福岡・ 北九州空港事務所)	(1) 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 (2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
第七管区海上 保安本部	(1) 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 (2) 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 (3) 海上における救急・救助活動の実施 (4) 緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区气象台	(1) 災害時における気象情報の発表及び伝達 (2) 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	(1) 災害時における電気通信の確保 (2) 非常通信の統制、管理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導 (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償 (3) 労働者の確保・被災者の職業斡旋
国土交通省 九州地方整備局	(1) 国管理の国道、一級河川の管理 (2) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊西部方 面総監部第四師団	(1) 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 (2) 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援 (3) その他災害応急対策の支援
海上自衛隊 佐世保地方総監部	(1) 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 (2) 住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援 (3) その他災害応急対策の支援
航空自衛隊 西部航空方面隊	(1) その他災害応急対策の支援

第6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社	(1)災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社(福岡支店)、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	(1)災害時における通信の確保
日本銀行(福岡支店・ 北九州支店)	(1)銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2)資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3)金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4)金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5)各種措置に関する広報
日本赤十字社(福岡県支部)	(1)災害時における医療救護等の実施
日本放送協会 (福岡放送局)	(1)災害情報の伝達 (2)原子力防災知識の普及
西日本高速道路株式会社	(1)災害時における避難経路及び輸送経路の確保
日本通運株式会社(福岡支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	(1)災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西部瓦斯株式会社	(1)災害時におけるガスの供給確保
日本郵便株式会社(九州支社)	(1)災害時における郵便事業運営の確保

第7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社、 筑豊鉄道株式会社	(1)災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
大牟田ガス株式会社、 西日本ガス株式会社	(1)災害時におけるガスの供給確保
公益社団法人福岡県水難救済会	(1)水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞西部支社	(1)災害情報の伝達 (2)原子力防災知識の普及
戸畑共同火力株式会社	(1)災害時の電力供給確保
RKB 毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放	(1)災害情報の伝達 (2)原子力防災知識の普及

第1章 総 則

機関の名称	事務又は業務の大綱
送、株式会社 CROSS FM、ラブ ^o エフエム 国際放送株式会社	
公益社団法人福岡県医師会	(1)災害時における医療救護等の実施
一般社団法人福岡県歯科医師会	(1)災害時における歯科医療救護等の実施
公益社団法人福岡県トラック協会	(1)災害時における緊急物資輸送の協力
一般社団法人福岡県LPガス協会	(1)災害時におけるLPガスの供給確保
公益社団法人福岡県看護協会	(1)医療の視点からの要配慮者への支援
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	(1)福祉の視点からの要配慮者への支援
公益社団法人福岡県薬剤師会	(1)災害時の医療救護（調剤）等の実施

第8 その他公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合	(1)農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2)食糧供給支援
森林組合	(1)林産物に関する対策の指導
漁業協同組合連合会・漁業協同組合	(1)水産物の出荷制限等応急対策の指導
商工会議所・商工会	(1)救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
学校法人	(1)原子力防災に関する知識の普及及び指導 (2)原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施 (3)避難施設としての協力

第10 原子力事業者

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	(1)原子力発電所の防災体制の整備 (2)原子力発電所の災害予防 (3)災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 (4)防災教育及び訓練の実施 (5)原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6)モニタリング設備及び機器類の整備 (7)応急対策活動に要する資機材等の整備 (8)原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9)緊急時における通報及び報告 (10)緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (11)原子力発電所の施設内の応急対策 (12)緊急時医療措置の実施のための協力 (13)モニタリングの実施 (14)県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (15)相談窓口の設置 (16)原子力発電所の災害復旧

第2章 災害予防計画

- 第1節 即応体制の整備
- 第2節 情報の収集・伝達体制等の整備
- 第3節 避難収容体制の整備
- 第4節 緊急輸送体制の整備
- 第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備
- 第7節 防災業務関係者への研修
- 第8節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

第1節 即応体制の整備

項 目		所 管 部 署
第1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	総務課、関係各課
第2	災害対策本部体制等の整備	総務課、関係各課、消防本部・消防団
第3	防災関係機関相互の連携体制	総務課、消防本部・消防団、関係機関
第4	消防の相互応援体制	総務課、消防本部・消防団
第5	広域的な応援協力体制	総務課
第6	緊急時モニタリング体制の整備	総務課
第7	複合災害に備えた体制の整備	総務課・関係各課

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

所管部署： 総務課、関係各課

市は、県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備するものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

所管部署： 総務課、関係各課、消防本部・消防団

市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 防災関係機関相互の連携体制

所管部署： 総務課、消防本部・消防団、関係機関

市は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に意見交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第4 消防の相互応援体制

所管部署： 総務課、消防本部・消防団

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

第5 広域的な応援協力体制

所管部署： 総務課

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、関係各部署において、他の自治体、関係団体等との協議会等を通じて、防災に関する情報交換を行うなど、協力関係を確立するとともに、必要に応じて相互に応援協定を締結するなど、あらかじめ必要な調整を行う。

第6 緊急時モニタリング体制の整備

所管： 総務課

県は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護対策に資するため、また、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に資するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、実施要領の策定、設備・機器の整備・維持、要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、県内全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

県が定めた緊急モニタリング本部の組織及び緊急時モニタリング実施時の役割に従い、市は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第7 複合災害に備えた体制の整備

所管部署： 総務課、関係各課

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。なお、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するものとする。

また、本編は、原子力災害への対応を基本に記載するものであるが、各種対策の実効性確保の観点から、「風水害編」及び「地震・津波対策編」と相互に補完させつつ、状況に応じて、それぞれの計画を適切に運用することにより、柔軟に対応するものとする。

第2節 情報の収集・伝達体制等の整備

項目		所管部署
第1	情報の収集・伝達体制の整備	総務課
第2	通信手段・経路の多様化	総務課、総合政策課
第3	情報の分析整理	総務課

第1 情報の収集・伝達体制の整備

所管部署： 総務課

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、市は、県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行うものとする。

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図るものとする。

2 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

3 移動通信系の活用体制

関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 通信手段・経路の多様化

所管部署： 総務課、総合政策課

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努めるものとする。

1 防災行政無線の保守・運用

(1) 防災行政無線の保守

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行うものとする。

(2) 日常業務での使用

防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用するものとする。

(3) 使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行うものとする。

2 他の通信手段の確保

(1) メール配信システムの活用

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線システムにおけるメール配信システムを活用した情報伝達訓練等を行うものとする。

(2) 災害時優先電話の周知

N T Tの災害時優先電話の所在を職員に周知するものとする。

(3) 関係機関との通信手段

市に設置されている県防災行政無線について、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用するものとする。

第3 情報の分析整理

所管部署： 総務課

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、市の災害対策本部に適切に備え付ける。

- (1) 玄海原子力発電所及び関連施設に関する資料
- (2) 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料
- (3) 周辺地域の気象・地形資料や平常時のモニタリング等に関する資料
- (4) 防災資機材の配備状況に関する資料

第3節 避難収容体制の整備

項 目		所 管 部 署
第1	原子力災害に対応する計画の作成	総務課
第2	避難所等の整備	総務課
第3	避難行動要支援者等の避難支援体制の整備	総務課・福祉課・税務課・健康長寿推進課
第4	学校等における避難計画の整備	総務課・学校教育課
第5	避難所・避難方法等の周知	総務課・福祉課・税務課・健康長寿推進課・学校教育課
第6	避難受け入れ活動体制の整備	総務課

第1 原子力災害に対応する計画の作成

所管部署： 総務課

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、国や県の指示のもと柔軟に対応するための計画を作成するものとする。

避難計画の作成にあたっては、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び「指針」に基づく「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）」を含む自治体の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、国や県の指示に基づき柔軟に対応する。

第2 避難所等の整備

所管部署： 総務課

市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難所としてあらかじめ指定し、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、避難所において必要とされる設備の整備及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第3 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備

所管部署： 総務課、福祉課、税務課、健康長寿推進課

市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、とくに要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮するものとする。

第4 学校等における避難計画の整備

所管部署： 総務課、学校教育課

保育所、幼稚園、小・中学校の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、屋内退避の方法及び安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について検討しておくものとする。

第5 避難所・避難方法等の周知

所管部署： 総務課、福祉課、税務課、健康長寿推進課、学校教育課

市は、避難者を受け入れる避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

第6 避難受け入れ活動体制の整備

所管部署： 総務課

大規模な原子力災害が発生した際、本市が避難先として避難者を受け入れる場合に備え、その避難者の受け入れ及び避難所の設置等についての整備を図る。

第4節 緊急輸送体制の整備

項 目		所 管 部 署
第1	専門家等の移送体制の整備	総務課
第2	道路管理の充実	建設課

大規模な原子力災害が発生した場合に専門的な見地から迅速な現地対応を行うため、市、国、県、県警察、糸島市及び道路管理者は、国の専門家を移送するための緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努める

第1 専門家等の移送体制の整備

所管部署： 総務課

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び指定公共機関からの専門家等（モニタリング・医療等）の現地への移送協力（ヘリポートの場所や利用手続き等）について県があらかじめ定めた場合は、これに協力する。

第2 道路管理の充実

所管部署： 建設課

市、国、県、糸島市及び道路管理者は、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

項 目		所 管 部 署
第1	情報項目の整理	総務課・総合政策課
第2	情報提供体制の整備	総務課
第3	住民相談窓口の設置等	総務課・総合政策課
第4	多様なメディアの活用体制の整備	総務課・総合政策課

第1 情報項目の整理

所管部署： 総務課、総合政策課

市は、県と連携し、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

第2 情報提供体制の整備

所管部署： 総務課

市は、住民等に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

第3 住民相談窓口の設置等

所管部署： 総務課、総合政策課

市は、県と連携して、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 多様なメディアの活用体制の整備

所管部署： 総務課、総合政策課

市は、インターネットホームページ、CATV、携帯電話等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

所管部署： 総務課、上下水道課、農林水産課

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染される恐れがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努めるものとする。

飲料水、飲食物の摂取制限等を行うにあたっては、住民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第7節 防災業務関係者への研修

所管部署： 関係各課

市は、県や関係省庁等が次に掲げる事項等について実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図るものとする。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
- 11 リスクコミュニケーションに関すること
- 12 その他緊急時対応に関すること

第8節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

所管部署： 総務課

平常時から住民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は次に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避や避難に関すること
- 7 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 9 放射性物質により汚染されたもの、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 情報の収集・連絡
- 第3節 緊急時モニタリング活動
- 第4節 住民等への的確な情報提供活動
- 第5節 対象地域を超える地域における避難
- 第6節 原子力災害医療活動
- 第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等
- 第8節 文教対策の実施

第1節 応急活動体制の確立

項 目		所 管 部 署
第1	職員の動員配備	総務班、各班共通
第2	災害警戒本部の設置	関係各班
第3	災害対策本部の設置	総務班

第1 職員の動員配備

所管部署：総務班、各班共通

1 配備の基準

県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合は、次の配備体制をとるものとする。

■ 配備基準（原子力災害）

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第1配備体制	○県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合	○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力体制の確立 ○住民等への情報提供活動	第1配備職員 ○総務課職員 ○必要に応じて関係各課長、課長補佐 ○必要に応じて緊急時特別出動班
災害対策本部	第2配備体制	○全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ○県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合	○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力 ○住民等への屋内退避の注意喚起	第2配備職員 ○総務課職員 ○課長、課長補佐 ○係長 ○緊急時特別出動班
	第3配備体制	○国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの勧告又は指示があった場合	○災害応急対策の全活動	第3配備職員 (職員全員)

2 動員の指令系統

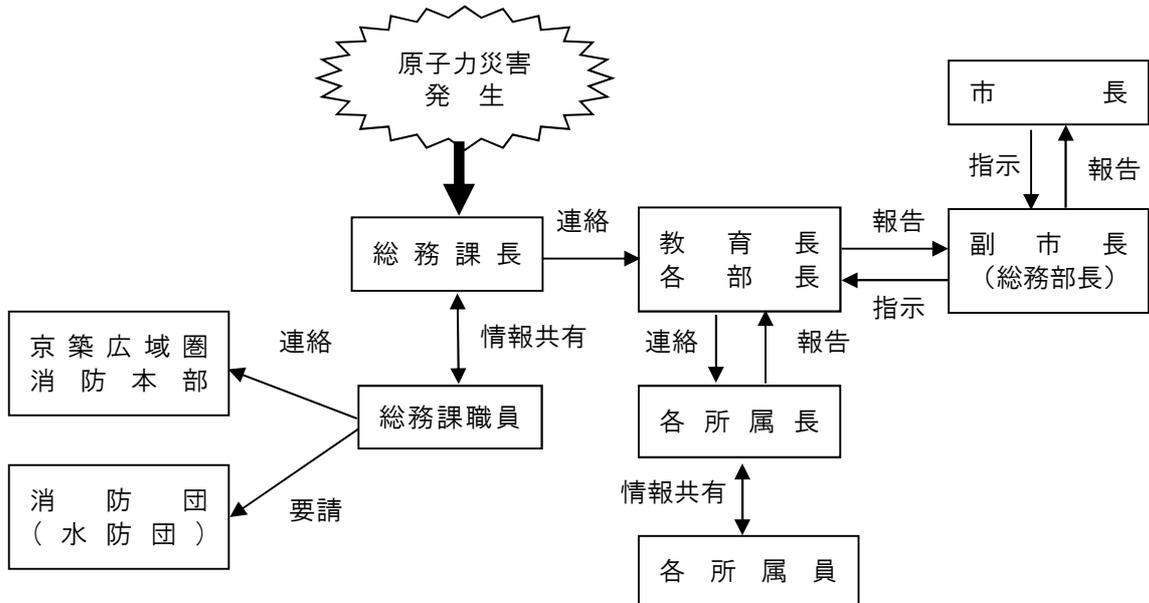
各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。夜間・休日においても、宿直員による情報受信体制や連絡体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

なお、勤務時間外において、「第1 配備体制」に該当することを知った時、又は推定される時は、自宅待機を基本として有線電話・携帯電話その他の方法によって、常に連絡がとれ、直ちに参集できる体制の整備に努める。

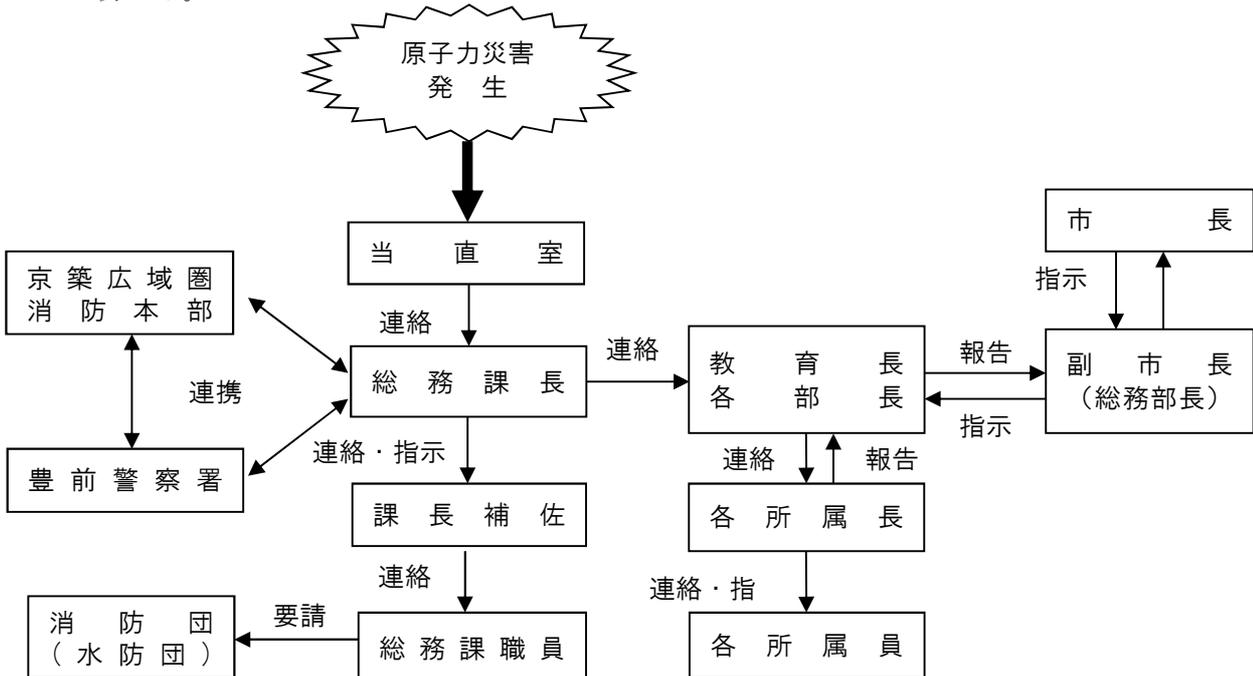
■ 動員指令の系統（勤務時間内）

勤務時間内において、原子力災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、総務課が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、各本部長へ連絡する。



■ 動員指令の系統（勤務時間外）

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員へ指示を行う。なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努める。



3 参集の場所

参集場所は、原則として各自の所属先とする。

なお、指定の場所に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

4 参集の報告

参集した職員は、直に参集報告を行い、各部・各班でとり集めた後、総務課に報告する。

第2 災害警戒本部の設置

所管部署：関係各班

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の場合で必要と認めるときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。

■ 警戒活動の基準

- ◆ 県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合
- ◆ その他の状況により総務課長が必要と認めたとき

2 設置・指揮の権限

通信の途絶等により、【警戒本部長】（総務課長）と連絡が取れず、判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位 建設課長 第2順位 財務課長

3 警戒本部の組織及び活動内容

災害警戒本部の組織及び役割は、次のとおりとする。

組織	組織長	役割
警戒本部長	総務課長	◆本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	建設課長	◆本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
緊急時特別出動班長	総務課長補佐 及び 交通防災係長	◆本部長の命を受け、班の事務を掌理する。
上記班に属する職員	—	◆班長の命を受け、班の事務に従事する。

4 警戒本部の主な活動内容

警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◆ 災害情報の収集、伝達
- ◆ 緊急時モニタリングへの協力体制の確立
- ◆ 住民等への情報提供活動

5 警戒本部の廃止並びに移行措置

警戒本部長は、予想された原子力災害の危険が解消したと認められる場合、警戒本部を廃止する。なお、原子力災害が拡大したとき、もしくは拡大の恐れがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という）を設置し、関係機関と緊密な連携、協力のもと災害応急対策を実施することとする。

- ◆全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- ◆県が災害対策本部を設置した場合
- ◆その他状況により市長が必要と認めた場合

2 設置、指揮の権限

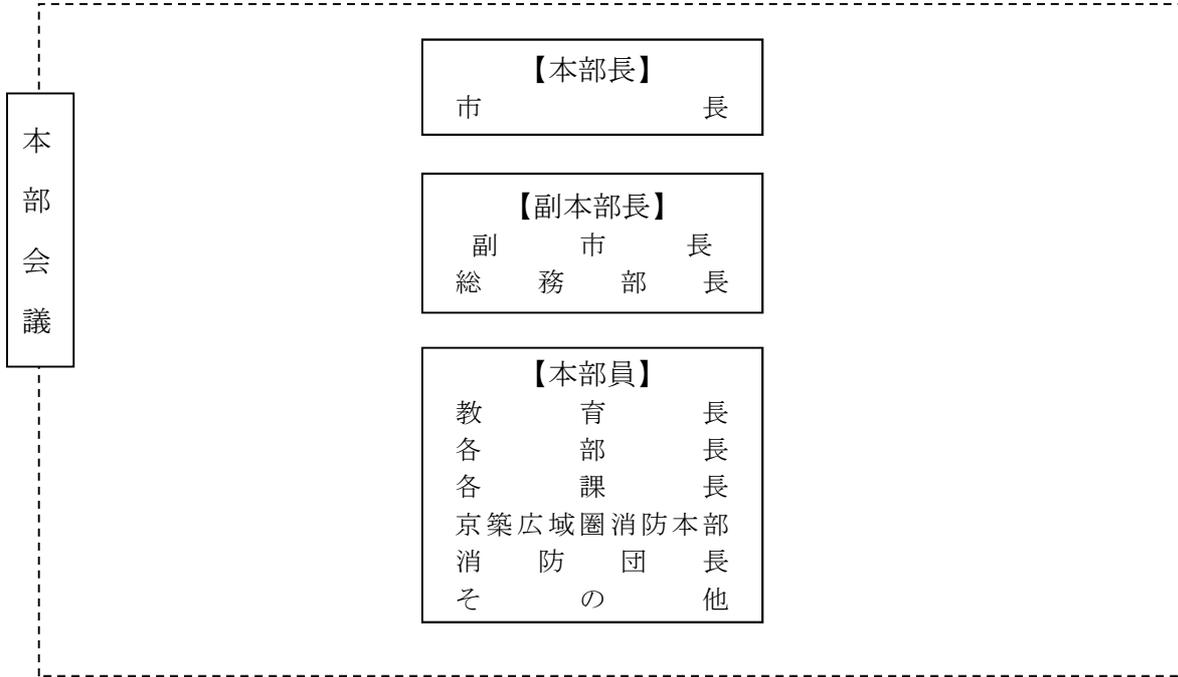
通信の途絶等により、本部長（市長）と連絡が取れず、判断を仰ぐことができない場合は、次の者が本部長の代理を行うものとする。

第1順位 副市長	第2順位 総務部長
----------	-----------

3 本部の組織

本部の組織構成は次のとおりとする。

■ 豊前市災害対策本部組織図



【 対策班 】

班	班長	副班長	担当課
京築広域圏消防本部 消防団本部	消防長	消防団長	
緊急時特別出動班	各班長	各班長	総務課
総務班	総務課長	財務課長 総合政策課長	総務課 選挙管理委員会 人権男女共同参画室 議会事務局 監査事務局 出納室 総合政策課 財務課
救助班	健康長寿推進課長	福祉課長	福祉課 健康長寿推進課 上下水道課
防疫衛生班	生活環境課長	市民課長	市民課 生活環境課
経済対策班	建設課長	農林水産課長	建設課 都市住宅課 農林水産課 農業委員会事務局 商工課 観光物産課
調査協力班	学校教育課長	生涯学習課長	税務課 生涯学習課 学校教育課

4 本部会議

本部長は、本部会議を開催し災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

5 本部の設置場所

- ◆ 本部は市役所庁議室に置く。
- ◆ 本部を設置したときは、市庁舎正面玄関及び本部室前に「豊前市災害対策本部」等の標識を掲示する。
- ◆ 市庁舎が被災を受けた場合は、本部長（市長）の判断により、次の施設に本部を移設する。
【豊前市総合福祉センター】

6 本部の廃止基準

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

7 本部の設置及び廃止の通知

本部を設置、又は廃止したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送	総務班
一般市民	報道機関、豊前市防災行政無線	
福岡県	総合情報通信ネットワークシステム、NTT電話	
報道機関	口頭、文章、NTT電話	
警察署	NTT電話等	

8 留意点

- (1) すべての職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守する。
 - ア 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
 - イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - エ 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。
 - オ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- (2) 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。
 - ア 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
 - イ 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
 - ウ 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、消防機関に連絡し、周囲の住民に協力を求め、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと。
 - エ 参集途上においては、被害状況等を収集し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。ただし、情報収集は、あくまで概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考えること。

9 事務分掌

原子力災害に関し、市が処理すべき事務または業務は次のとおりである。

■ 対処すべき事務または業務

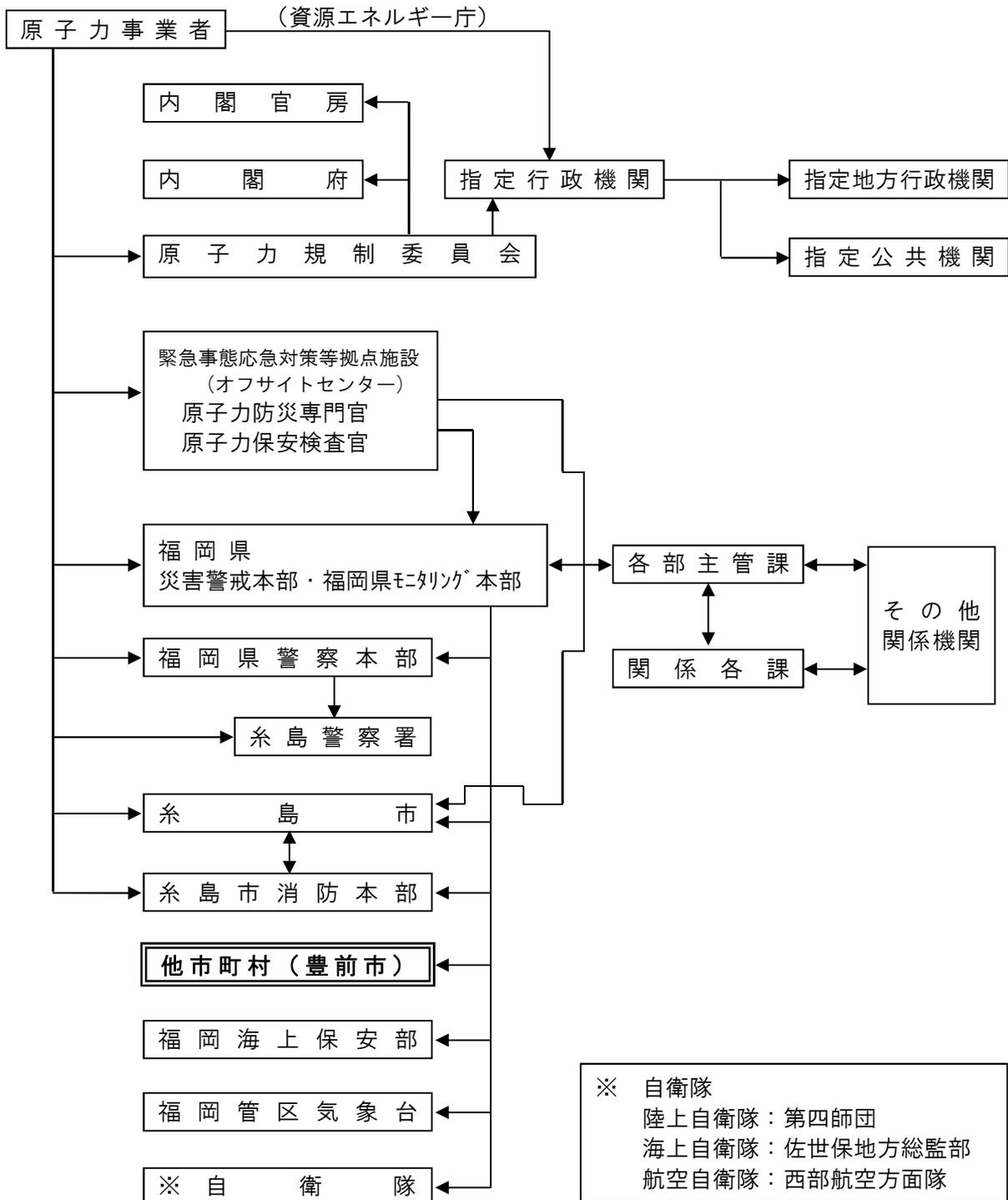
所掌事項	担当班
1 原子力防災に関する知識の普及と啓発	総務班
2 教育及び訓練の実施	関係各班
3 災害状況の把握及び伝達	総務班
4 緊急時モニタリングへの協力	総務班
5 広域避難民等の受け入れに係る協力	総務班
6 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限	総務班・救助班・経済対策班
7 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等	総務班・経済対策班
8 原子力災害医療への協力	防疫衛生班
9 放射性物質による汚染の除去	関係各班
10 放射性物質の付着した廃棄物の処理	総務班・防疫衛生班
11 各種制限措置の解除	総務班
12 損害賠償の請求等に必要な資料の整備	総務班
13 情報が十分伝わらないことによる混乱 (いわゆる風評被害)の影響の軽減	関係各班
14 文教対策	総務班・救助班・調査協力班

第2節 情報の収集・連絡

所管部署： 総務班

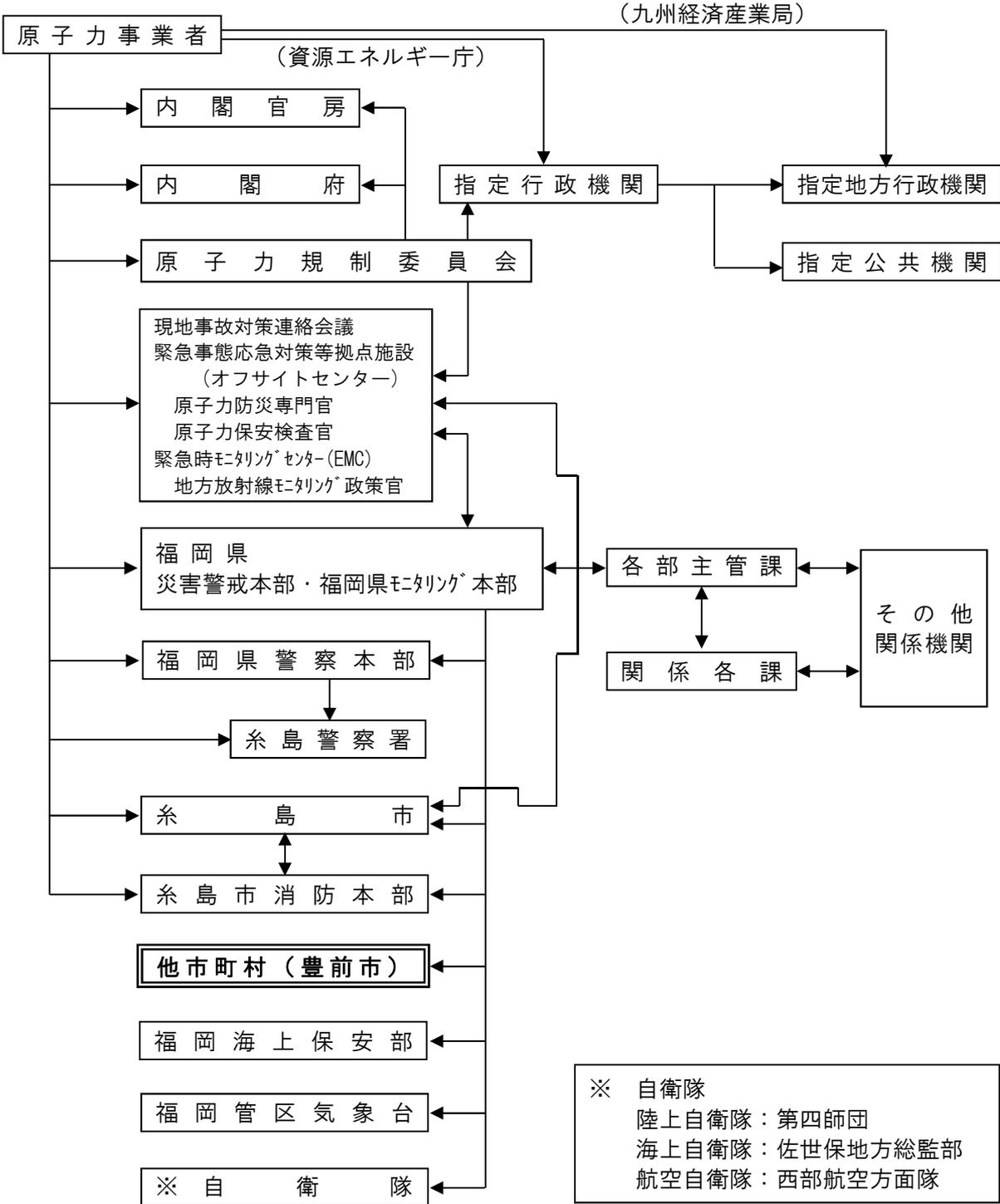
「原災法」に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態若しくは警戒事態を覚知した場合、又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合には、市は、県より連絡を受け、的確な情報の収集に努める。情報伝達経路は次のとおりである。

■ 情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路

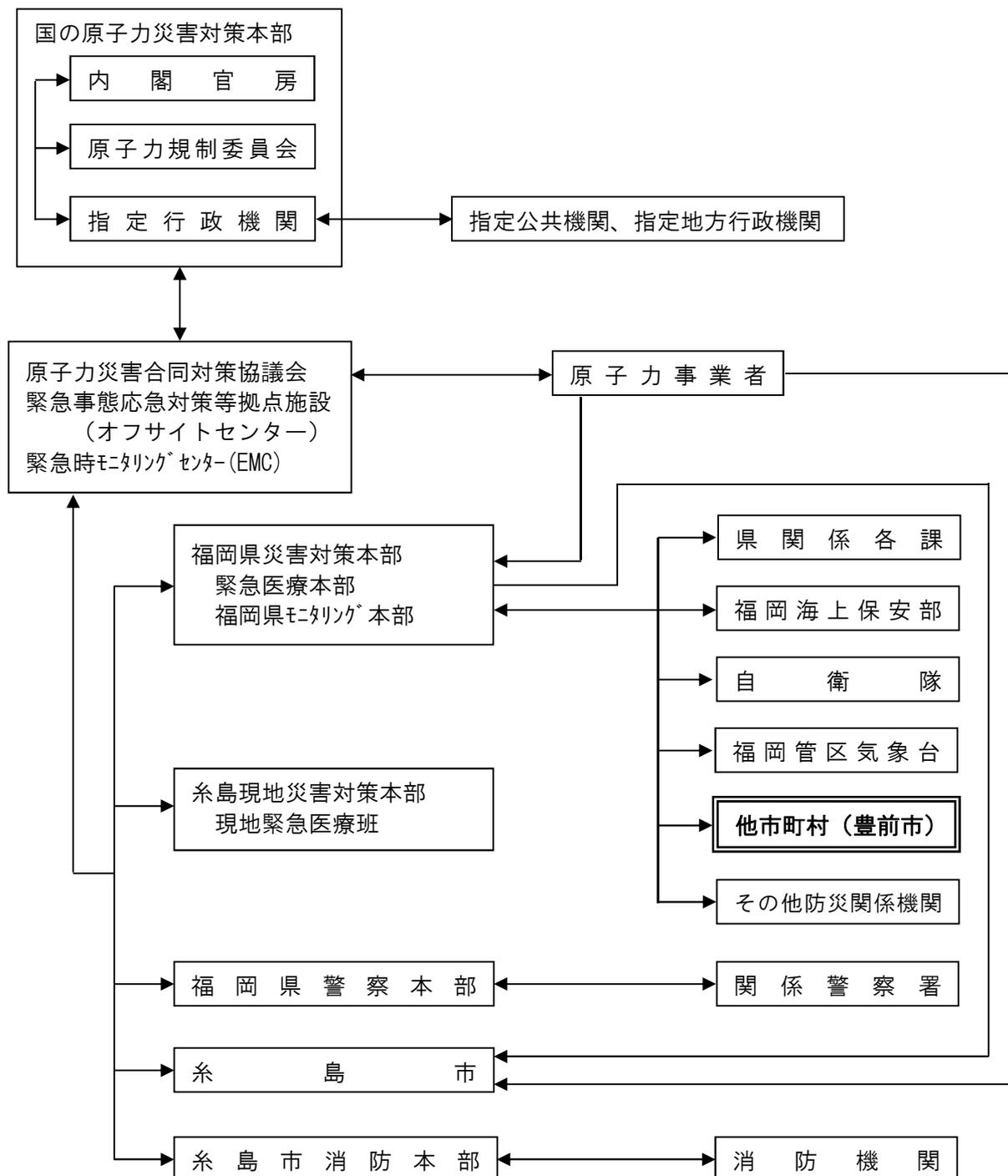


※ 自衛隊
 陸上自衛隊：第四師団
 海上自衛隊：佐世保地方総監部
 航空自衛隊：西部航空方面隊

■ 施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路



■ 全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

第3節 緊急時モニタリング活動

項目		所管部署
第1	緊急時モニタリングへの協力	総務班
第2	モニタリング情報の収集	総務班

第1 緊急時モニタリングへの協力

所管部署： 総務班

市は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県の要請に基づき、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に必要となる要員の派遣や資機材の貸与等に関する協力を行う。

第2 モニタリング情報の収集

所管部署： 総務班

市は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、市が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努める。

■ 発電所周辺測定局（糸島市UPZ圏内設置）

局名	設置場所	所在地	備考
二丈局	福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118	平成 25 年 3 月設置
志摩局	引津小学校	糸島市志摩御床 2165-2	平成 25 年 3 月設置

※ 空間放射線量率、風向・風速・雨量等のデータを 24 時間監視。

■ モニタリングポスト設置場所（福岡県内設置）

局名	設置場所	所在地	備考
太宰府局	福岡県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	既設
福岡局	福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	平成 24 年 3 月設置
糸島局	福岡県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	平成 24 年 3 月設置
飯塚局	福岡県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	平成 24 年 3 月設置
久留米局	福岡県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	平成 24 年 3 月設置
北九州局	福岡県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	平成 24 年 3 月設置
行橋局	福岡県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	平成 24 年 3 月設置

※ 空間放射線量率のデータを 24 時間監視。

■ 固定式電子線量計（糸島市UPZ圏内設置）

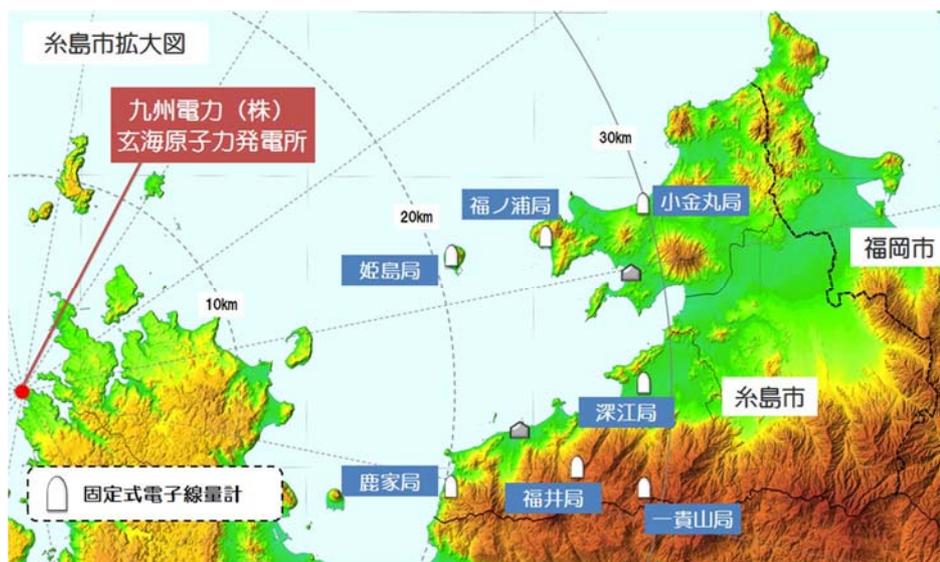
局名	設置場所	所在地	備考
姫島局	姫島小学校	糸島市志摩姫島 976	平成 28 年 3 月設置

第3章 災害応急対策計画

局名	設置場所	所在地	備考
鹿家局	鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1	平成 28 年 3 月設置
福ノ浦局	福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4	平成 28 年 3 月設置
福井局	加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1	平成 28 年 3 月設置
小金丸局	志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836	平成 28 年 3 月設置
深江局	糸島市交流プラザ二丈館	糸島市二丈深江 1360	平成 28 年 3 月設置
一貴山局	フォレストアドベンチャー	糸島市二丈一貴山 312-390	平成 28 年 3 月設置

※ 原子力災害等の緊急時に備えて、空間放射線量率の測定器を設置。

■ モニタリングポスト等の設置場所（福岡県全域、糸島市周辺）



(出典：「福岡県 放射線・放射能情報サイト」ホームページ)

第4節 住民等への的確な情報提供活動

項 目		所 管 部 署
第1	住民等への情報提供活動	総務班
第2	多様な情報提供手段の活用	総務班
第3	誤情報の拡散への対応	総務班
第4	住民等からの問い合わせに対する対応	総務班

第1 住民等への情報提供活動

所管部署： 総務班

市は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 住民等への広報

市は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて住民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行うよう努める。

2 情報提供の方法

- (1) 市防災行政無線
- (2) 広報車等による現場広報
- (3) その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ等）

3 情報提供の内容

- (1) 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- (4) 無用の被ばくを避けるための対処方法

4 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- (1) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

第3章 災害応急対策計画

- (2) 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- (3) 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- (4) 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

5 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮

市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、市等が講じている施策に関する情報、交通規制など、住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。なお、その際、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等と協力・連携し、災害時における要配慮者に配慮する。

第2 多様な情報提供手段の活用

所管部署： 総務班

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報提供に努める。

第3 誤情報の拡散への対応

所管部署： 総務班

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

第4 住民等からの問い合わせに対する対応

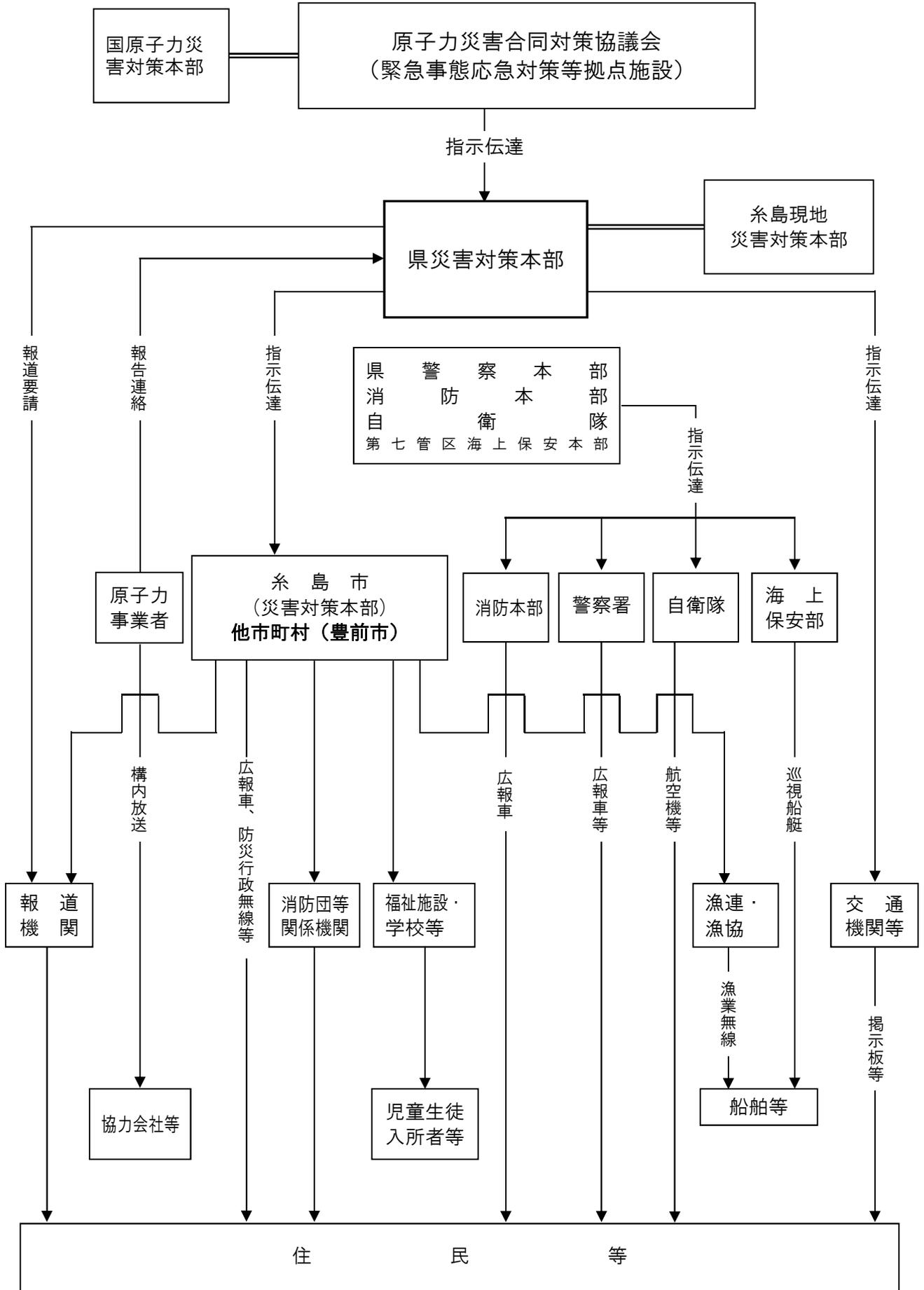
所管部署： 総務班

市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応に努める。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、国、県及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。

県が実施する県民等に対する指示伝達及び情報提供の系統は、次表「県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図」から豊前市関連分による。

■ 住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図



第5節 対象地域を超える地域における避難

項 目		所 管 部 署
第1	広域避難者の受け入れ	総務班
第2	対象地域を超える地域における避難	総務班・救助班・調査協力班・緊急時特別出動班 ・京築広域圏消防本部・消防団本部

第1 広域避難者の受け入れ

所管部署： 総務班

原子力災害の発生地周辺市町村に避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された際に、本市が避難先として避難者を受入れる場合においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

なお、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受入れる体制を整える。

第2 対象地域を超える地域における避難

**所管部署： 総務班、救助班、調査協力班、緊急時特別出動班、
消防本部・消防団**

放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域における住民等に対しても避難が必要である。

このような場合において、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、緊急時モニタリング結果や、国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値が超えた場合、又は超える恐れがあると認められる場合は、対象市町村に対し、住民等への屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県は当該市町村と連携し、国に要請する。

市は、国からの指示等に基づき、住民等に対し、屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

■ 避難等に関するO I L

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ S v / h (地上1 m ² で計測した場合の空間放射線量率) ^{※2}	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 c p m ^{※3} (皮膚から数c mでの検出器の計数率) β 線：13,000 c p m ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数c mでの検出器の計数率)	避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ^{※5}	20 μ S v / h (地上1 m ² で計測した場合の空間放射線量率) ^{※2}	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ^{※5}

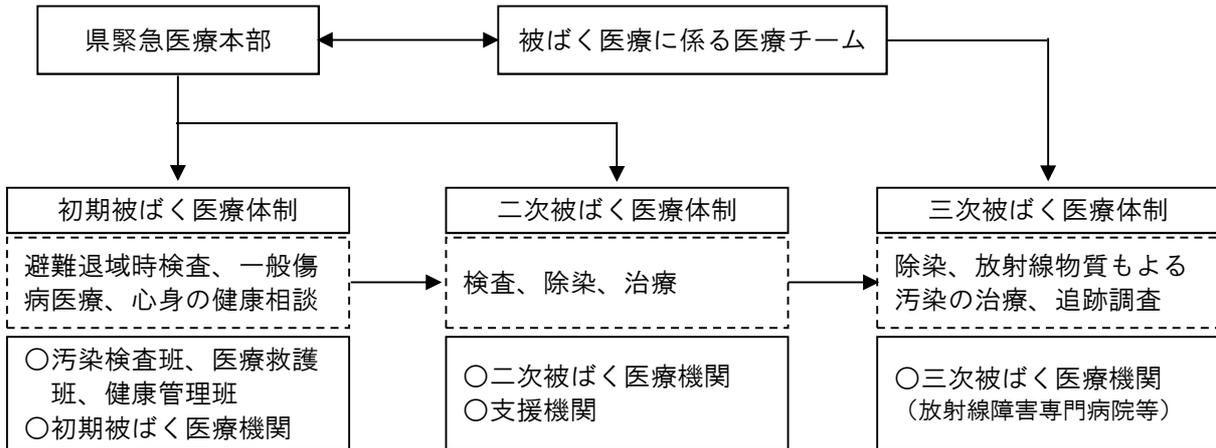
- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 c m²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 B q / c m²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 B q / c m²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第6節 原子力災害医療活動

所管部署： 防疫衛生班

市は、避難所等における住民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力する。

■ 原子力災害医療基本活動体制図



■ 原子力災害医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺に十分配慮しながら、避難退域時検査、通常の一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき取り等の簡易な除染 ・安定ヨウ素剤の投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射性物質による汚染の除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射能の計測及び必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>二次被ばく医療機関で遂行困難な放射性物質による汚染の治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期及び二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等

項 目		所 管 部 署
第1	飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限	総務班
第2	飲料水、飲食物の汚染状況調査	救助班・経済対策班
第3	農林水産物等の摂取及び出荷制限	総務班・経済対策班
第4	飲料水、飲食物の供給	総務班・救助班
第5	飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除	総務班

第1 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限

所管部署： 総務班

市は、国の指導・助言、指示、もしくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、または放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水（水道水を除く。）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指導・助言、指示、もしくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

さらに、市は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

第2 飲料水、飲食物の汚染状況調査

所管部署： 救助班、経済対策班

市は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲料水、飲食物の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

■ 飲食物摂取制限に関するOIL^{※1}

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ^{※4}	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

第3章 災害応急対策計画

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

■ 別表

核種 ^{※5}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 B q / k g	2,000 B q / k g ^{※6}
放射性セシウム	200 B q / k g	500 B q / k g
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 B q / k g	10 B q / k g
ウラン	20 B q / k g	100 B q / k g

※1 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのG S G - 2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第3 農林水産物等の摂取及び出荷制限

所管部署： 総務班、経済対策班

市は、国の指導・助言、指示に基づき県から、下記の措置をとるように指示があった場合は、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対して、指示内容について周知するとともに、所要の措置を講ずるよう指示し、また、住民等へも周知徹底及び注意喚起に努める。

- 1 農作物の作付け制限
- 2 農林水産物等の収穫、漁獲の禁止
- 3 農林水産物等の出荷制限
- 4 肥料・土壌改良資材、培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 5 その他必要な措置

- 肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 B q / k g
牛、馬用飼料	100 B q / k g
豚用飼料	80 B q / k g
家きん用飼料	160 B q / k g
養殖魚用飼料	40 B q / k g

(出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」)

第4 飲料水、飲食物の供給

所管部署： 調査協力班、救助班

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民等への応急給水等の措置を講じる。

第5 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除

所管部署： 総務班

市は、O I L及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示、または国の指示等に基づく県の指導・助言、指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限等の解除を実施する。

第8節 文教対策の実施

項 目		所 管 部 署
第1	生徒等の安全確保措置	総務班・救助班・調査協力班
第2	学校施設の被害状況の把握、応急復旧	総務班・救助班・調査協力班
第3	応急教育の実施	調査協力班

第1 生徒等の安全確保措置

所管部署： 総務班、救助班、調査協力班

1 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

2 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊等との連携を図り、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとる。

第2 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

所管部署： 総務班、救助班、調査協力班

市は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の対策に努める。

私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、除染に努める。

第3 応急教育の実施

所管部署： 調査協力班

学校等並びに市は、原子力災害により、学校施設が被災した場合または避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

被災者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

第4章 災害復旧計画

- | | |
|-----|-------------------|
| 第1節 | 放射性物質による汚染の除去 |
| 第2節 | 放射性物質の付着した廃棄物の処理 |
| 第3節 | 各種制限措置の解除 |
| 第4節 | 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 |
| 第5節 | 心身の健康相談体制の整備 |
| 第6節 | 風評被害等の影響の軽減 |
| 第7節 | モニタリングの実施 |

第1節 放射性物質による汚染の除去

所管部署： 総務課

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、住民等の被ばく線量を低減するため、国、県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

第2節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

所管部署： 総務課、生活環境課

市は、国の主導のもと、国、県、糸島市、その他市町村及び原子力事業者と連携して原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う。

第3節 各種制限措置の解除

所管部署： 総務課

市は、緊急モニタリング等による調査、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第4節 損害賠償の請求等に必要な資料の整備

所管部署： 総務課、財務課

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、住民等の原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

第5節 心身の健康相談体制の整備

所管部署： 市民課、福祉課、健康長寿命推進課

市は、大規模な原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに、国、県等が、必要に応じて実施する、住民を対象とした長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等に十分配慮する。

第6節 風評被害等の影響の軽減

所管部署： 関係各課

大規模な原子力災害が発生した場合、国内外において、農林水産業、観光業等における情報伝達不足による混乱が生じる恐れがあることから、市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピールなど広報活動を実施する。

第7節 モニタリングの実施

所管部署： 総務課

市は、県が実施するモニタリングに協力する。

豊前市地域防災計画

原子力災害対策編

(平成 30 年度修正)

発行・編集 豊前市防災会議

事務局 豊前市役所 総務課 交通防災係

住 所：〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955

電話番号：0979-82-1111 (代表)

ホームページ：<http://www.city.buzen.lg.jp/>